

佐賀県告示第百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十三年三月二十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限
佐賀社会保険病院	佐賀市兵庫南三丁目八番一 号	平成二十三年三月三一日から 平成二十六年三月三〇日まで
山元記念病院	伊万里市二里町八谷搦八八 番地四	平成二十三年四月一日から 平成二十六年三月三一日まで